【報道発表・公式声明】FAX 送信票兼プレスリリース	令和 8 年 11 月 26 日 送信枚数：本紙含め 2 枚
送信先	報道機関 各社 御中
発信元	那覇地方裁判所 令和 8 年（行ウ）第 10 号 損害賠償等請求事件　原告　仲村 覚

那覇地裁における沖縄県条例関連訴訟の判決についての公式声明

―「門前払い（却下）」は県の適法性を認めたものではない。本丸は 12 月 8 日からの国家賠償請求訴訟へ ―

本日（令和 8 年 11 月 26 日）午前 10 時、那覇地方裁判所において、沖縄県「差別のない社会づくり条例」に基づく意見陳述通知の取消しを求めた訴訟（令和 8 年（行ウ）第 10 号）の判決が言い渡され、本案（中身）に立ち入らず訴えを退ける「却下（いわゆる門前払い）」となりました。

一部では「県側が勝訴した」かのような受け止め方もされるかもしれませんが、今回の判決は沖縄県の行政手続や条例運用が適法であったと認めたものでは決してありません。今回の判決の本当の意味は、「取消訴訟」と「国家賠償請求訴訟」の役割分担と訴訟上の位置づけを見れば明らかです。

1. 取消訴訟は、本丸である「国家賠償請求訴訟」を法廷に乗せるための入り口

今回の訴訟において、意見陳述通知の取消しを求める請求（取消訴訟）は、本丸である国家賠償請求訴訟を法廷の土俵に乗せ、受理・審理へつなげるための訴訟技術上の入り口・手続き的基盤として位置づけて進めてきたものです。

- **取消訴訟の役割：**行政が出した措置の効力を争い、これから先に生じる不利益（実名公表への進行）を未然に止めることです。
- **なぜ今回却下されたのか：**県側が訴訟途中の令和 8 年 8 月 17 日に「公表見送り（こ女第 476 号）」を通知してきたため、裁判所としては「これ以上、取消訴訟で止める対象（公表の予定）がなくなった」と判断し、入り口の形式判断（却下）として整理したものです。

つまり、沖縄県が訴訟の途中で自ら「公表見送り」を出したことで、結果として実名公表の手続きは止まり、裁判所による違法審査も入り口で回避される形になりました。しかし、意見陳述通知そのものが適法であったか否かについては、今回の判決では一切判断されていません。なお、県自らが裁判所の前で「公表を見送った」と主張して取消訴訟を退けさせた以上、信義則上も手続上も、もはや実名公表を再稼働させる余地は事実上封じられました。

2. 本丸はすでに受理済み。12 月 8 日から「過去の違法と組織的隠蔽」を問う国家賠償請求訴訟へ

取消訴訟という入り口のステップを経て、令和 8 年 10 月 1 日に国家賠償請求への訴えの変更を行い、すでに裁判所に正式受理されています。

- **国家賠償請求訴訟の目的：**すでに公務員が行った公権力の行使（管轄外の意見陳述通知の発出・5 ヶ月間の放置・組織的な情報隠蔽など）について、「その行為が法に違反していたか」「原告の名誉・人格権・手続的権利を侵害したか」を審査し、自治体の法的責任を確定させることです。
- **「公表見送り」で消えない理由：**あとから公表をやめたとしても、「過去に管轄権のない言動に対して条例違反の誤った通知を出し、5 ヶ月間放置して精神的苦痛と防御負担を与えた事実」や「その後の隠蔽行為」という過去の違法行為そのものは消えません。

次回令和 8 年 12 月 8 日（火）の口頭弁論からは、すべての行政手続の違法性が正面から徹底審理されます。

3. 今後の焦点と、古謝玄太知事への要請

これからの闘いの構図は極めて明確です。

- **実名公表をめぐる問題：**県の「公表見送り（こ女第 476 号）」と本日の判決により、取消訴訟としての形式的な手続きは一区切りとなりました。

・**過去の違法性と組織的隠蔽の責任追及：**これから始まる 12 月 8 日の国家賠償請求訴訟と、行政不服審査（反論書 6 通および追加審査請求）、さらには決裁文書の開示請求（8 通等）が、まさにその本丸になります。

一連の違法な通知や不適正な対応は前県政下で行われたものです。新知事として就任された古謝玄太知事におかれては、地方自治のトップとして、前県政の負の遺産や担当部局の隠蔽体質を漫然と引き継ぐのではなく、地方自治の本旨（住民自治・透明性・説明責任）に立ち返り、以下の 4 点を速やかに実行して自浄作用を発揮されることを心より願っています。

1. 不当な不開示決定・却下決定等の職権取消しと情報の公開
2. なぜ条例の要件に反する誤った通知や不透明な運用が行われたのかの原因究明・検証
3. 同様の権利侵害を二度と起こさないための再発防止策の策定
4. 県民に対する誠実な説明

たとえ訴訟の途中で「実名公表を見送る」と引き下がったとしても、すでに実行された違法な通知や権利侵害の責任が消えることは決してありません。12 月 8 日から本格化する国家賠償請求訴訟の法廷、さらには行政不服審査の場を通じて、沖縄県の行政運営の違法性と責任を最後まで徹底的に追及してまいります。

引き続き、皆様のご注目とご支援をよろしくお願い申し上げます。

令和 8 年 11 月 26 日　原告　仲村 覚

【本件に関するお問い合わせ・取材連絡先】　原告：仲村 覚　／　E-mail: nakamura.satoru7@gmail.com